

住宅要配慮者に親身に対応する 相談所が2月1日に 道内初オープン

高齢者向け賃貸住宅・空き室 情報の提供窓口を開設

住まい支援サポート事業所

住まい相談所

札幌市中央区北5条西17丁目13-16
☎011・807・4657
<http://www.sienso-kai.com/>



札幌・北5条通沿いに立地。営業時間は午前10時から午後6時まで

「住まい相談所」が2月1日、札幌市中央区に「住まい相談所」を開設。高齢者の住宅問題をはじめとした幅広い相談業務に応じる体制を整えた。

同社は国土交通省認可の不動産機関で、2018年には北海道から住宅確保要配慮者指定居住支援法人にも指定さ

れている。

3年前から厚別区もみじ台でリハビリ特化型デイサービスを運営。そこで、利用者である高齢者から健康や介護問題に加えて、住居関係の相談が寄せられ、「民間アパートなどで自由に生活を楽しまたい」といった声も多く聞くようになった。

また、行政や福祉関係のNPO法人などからも「高齢者の相談に対応してほしい」と

「信頼」を基本に 無料で情報を提供

ラポール支援紹介センター
代表取締役

渡邊博行氏



当社は、自社で対応できずに困っている仲介業者や管理会社、アパートやマンションのオーナーさまをはじめ、行政の各機関から「高齢者向けの物件を代わりに探してほしい」「高齢のお客さまの対応をお願いしたい」との依頼を受け、住宅要配慮者（高齢者、生活保護受給者、母子父子の人など）の住まい支援サポートをおこなっています。物件探しから入居後のサポートまでおこなっておりますので、気軽にお問い合わせください。



老若男女問わず親身に相談

いった要望が急増。その背景には、アパートオーナーが高齢者の孤独死を懸念して入居を拒否するといったケースも出てきて、入居するまでには厳しい保証条件が伴ってきた。「当社は独自に札幌市内、近郊に常時約3000件の空き室情報を有しており、各自の要望に合わせて良質な住まいを無料で提案しています」と渡邊社長。

入居の決定後も安否確認や自由で快適な日常生活を過ごすためのトラブル対応のほか、孤独死が起きた場合はオーナーや管理会社、家族に向けて最大100万円を補償する見守りサポートなどをおこなっている。詳しくは☎011・807・4657まで。

運営
会社

ラポール支援紹介センター

居住支援法人(北海道指定第6号) 宅地建物取引業者免許 北海道知事 石狩(1)第8694号